山口県県営住宅電気設備工事
施工監理要領

【平成 26 年度版】

（2014/03/10 修正）

山 口 県 土 木 建 築 部 住 宅 課

はじめに

この山口県県営住宅電気設備施工監理要領は、山口県土木建築部住宅課発注の電気設備工事において、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 25 年版)(以下「標準仕様書」という。)、同公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成 25 年版)(以下「標準図」という。)及び同電気設備工事監理指針(平成 25 年版)(以下「指針」という。)に、記載されていない事項や、特に注意を要する事項についてまとめたものです。

本要領を活用し、適正・良好な電気設備工事の施工監理をお願いします。

1 提出書類等について

(1) 現場代理人は、現場説明書(入札条件、指示事項書)の内容を確認するとともに、別表「提出書類について」を参考に、各種手続きや提出物等に遺漏のないよう注意すること。

2 一般共通事項

2-1 実施工程表

(1) 建築実施工程に合わせた電気設備工事実施工程表を作成すること。

(2) 特に、外構工事の工程については、受電時期、試験調整期間をふまえて検討すること。

2-2 施工計画書

(1) 工事の内容にそった記述とする。

(2) 仮設計画については、建築施工業者等と協議のうえ仮設計画図を作成し、監督職員の承諾を得ること。

(3) 品質計画の中に品質管理、出来形管理などについて記載し、それに基づき実施した内容について記録しておく。

2-3 安全対策

(1) 工事現場の条件にそった新規入場者教育、TBM-KY 活動、安全パトロールを行い、写真とともに記録をとっておく。

(2) 工事に使用する機材、工具等は、必要な点検を行うとともに、結果を記録しておく。

2-4 総合図の作成

(1) 施工図作成に先立ち、建築平面図や展開図及び外構平面図に、建築工事や機械設備工事等の機器や配管類を書き込んだ総合図(展開図)を作成し、取り合いや納まりを確認しておくこと

(2) 各工事範囲(取り合い)は、特記仕様書や図面により施工業者間で確認を行い、齟齬がある場合は監督職員と協議すること。

2-5 その他

(1) 関係官庁より当該工事についての行政指導等を受けた場合や、周辺住民等より当該工事についての要望、苦情その他を受けた場合は、直接回答せずに速やかに監督職員に報告すること。

(2) 電力、電話の引込(引込方向及び容量)について、速やかに中国電力、NTT に連絡し確認しておくこと。

(3) 所轄消防署と、中間検査(共住区画等)について事前に協議しておくこと。

3 配管配線工事

3-1 一般線路

(1) コンクリートボックスやアウトレットボックスが鉄筋に当たる場合は、鉄筋を部分的に曲げずに、前後の結束線を緩めてかわすようにすること。かわした後再度結束すること。

(2) コンクリート打込みとなる PF 管は、被覆鉄線や専用支持具を使用し、間隔 1m以内で下筋に結束・支持すること。

(3) 位置ボックスの材質は図面による。断熱材打込み箇所及び断熱材後張り箇所のボックスは、結露防止対策を忘れないこと。

(4) 断熱施工された場所への配管伏せ込みは極力避けること。やむを得ず断熱材を切り欠

いた場合は、ウレタンフォーム等で修復すること。

(5) 全ての予備配管には、導入線を入れ、行き先表示を取付けること。

(6) ボックス等のコンクリートノロの侵入防止にガムテープを使用しないこと。

(7) 梁スリーブに、紙チューブは使用しない。

(8) 金属製位置ボックスのボンド線・アース線の取付ビスは、丸頭ビスを使用し頭部をボックス内部とすること。

(9) 引込開閉器盤等は、据付後、合板等で養生すること。

(10) クロス仕上げの場所に設置する金属製位置ボックスの塗代カバー周囲は、さび止め塗装すること。

(11) 吊ボルト、レースウェイ類の切断面には、さび止め塗装をすること。

(12) 強電に使用するメタルモールには、すべて接地をとること。

(13) JIS に規定されている電線管に該当しない管（プラントチューブ等）や、電気用品安全法に定められていない電線管付属品を使用した場合は、ケーブルを入線する。(電線は使用不可)

(14) 配線器具取付に使用するボディビスは、ステンレス製とする。

(15) 木パネル内の配管・配線が、胴縁等補強部分を貫通する場合は、保護金具等で釘貫通防止処置をすること。

(16) カバープレート、ノズルプレート等には用途表示をすること。(「電話」「共用灯」「ガス警報器用」など)

(17) 共住区画の貫通処理で、市販部材を使用する場合は、国土交通大臣認定及び㈶日本消防設備安全センター評定を受けた製品を使用し、正しく施工すること。

(18) 上記の区画貫通処理において、浴室側にコンクリートが露出する場所は、ウレタンフォーム等で断熱処理を施すこと。(使用する材料は、所轄消防署に確認のこと)

3-2 地中線路

(1) 埋設配管の埋戻し時は、配管上 100ｍｍ程度及び配管下 50ｍｍ程度を真砂土等で配管を保護する。

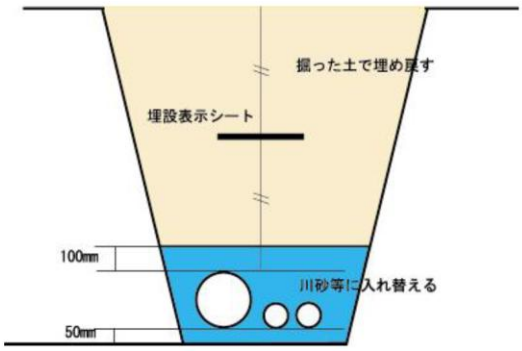

(2) ハンドホール内でのケーブル余長は、引込開閉器盤直近のハンドホールでとること。その場合、ステンレス製ボルト等を取付けケーブル紐等で支持すること。

(3) ケーブルには､プラスチック製の板に用途、電線種類、経路等を刻印し、樹脂製紐等で取付ける。

(4) 建物や屋外盤に至る配管には、建物又は盤側で防湿処理を施す。

(5) 地中埋設部の厚鋼電線管は、地中部及び地上立上り 100ｍｍ程度まで防蝕テープ巻とする。

(6) 強電と弱電を共用するハンドホールは、ハンドホール内でケーブルが交差しないよう配管順序を考慮する。

(7) ハンドホールの蓋は、鎖付とする。

4 電灯コンセント工事

4-1 配管配線工事

(1) 軽鉄下地天井に取付ける引き掛けシーリング用位置ボックスは、吊ボルトで支持し、ボックスが回転しないように軽鉄下地材にも固定する。

(2) 電線コネクターを使用して電線を接続する場合は、JIS 適合品を使用すること。

(3) 屋外や浴室天井内等湿気がこもる可能性が

あるところでの電線接続は、スリーブ接続自己融着テープ巻とする。

(4) 電線は相により色別すること。なお、分電盤の分岐回路で EEF ケーブルを使用する場合は、黒白で統一してもよい。

(5) 接地線は、緑色又は緑／黄色とするが、EEF ケーブルの場合は、赤線の端部に緑テープをまいて表示してもよい。

(6) 分岐回路は、相のバランスをとるため、上下左右の住戸で回路を入れ替える。

(7) 吊戸棚内の流し元灯用の腰高プレート及びモール配線は、棚板の位置を確認するとともに、食器などの出し入れに支障とならないよう配慮すること。

(8) レンジフード接続端子の増し締め確認を確実に行うこと。

(9) メーターボックスの WHM 収納部に接地をとること。

(10) 接地抵抗は、Ec は 7Ω以下、Ed は 70Ω以下になるよう努力し、接地極埋設標には余裕を持った値で刻印すること。

(11) 開閉器盤の接地母線は、途中で接続せずに接地極から盤接地端子に単独に接続し、接地母線であることを表示すること。

(12) 改修工事の場合、改修前と改修後に絶縁測定を行い、記録しておく

4-2 器具取付工事

(1) 渡り廊下や軒先等の外気が通じる一重張り天井にダウンライトを取付ける場合は、軽鉄野縁材等を渡し、器具の取付金具をそれに掛けること。

(2) 埋込引掛ローゼットは、照明器具取付に支障の無いように、梁面や直天井保温材裏打ちボード面から 300mm 程度の離隔をとる。

(3) 口出し線付の器具は、ボックス内で接続する。

(4) 外灯のポール内は、基礎（地中）から湿気が上がらないように防湿対策を施す。また、基礎は地上に出ないようにし、ポールの周囲に根巻を施す。

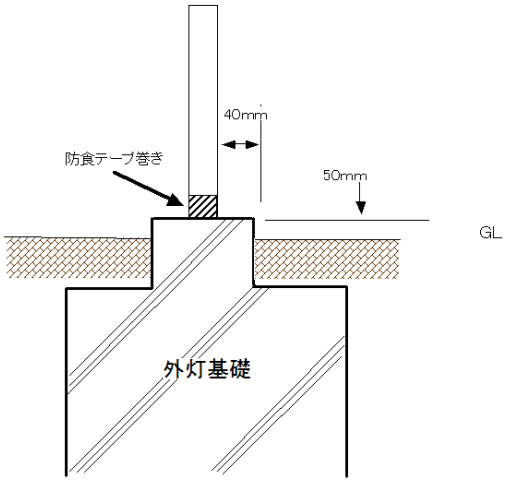

(5) 便所、浴室に設置する非常押しボタンのそばに、取扱説明シールを貼付する。

(6) 人感センサーの取付場所は、不要動作がなるべく起きないよう感知範囲を検討し決定する。

(7) 埋込コンセントへの電線接続は、位置ボックス内にて分岐する場合は、1.6ｍｍを使用して接続してもよい。また、送り端子がある場合は、それを利用してもよい。

5 弱電設備

5-1 電話、情報設備

(1) 引込端子盤やメーターボックス内の端子板には、電話系統図を備え付けること。系統図上の該当端子板を赤表示し、透明カードフォルダ等に納める。

(2) 全ての予備配管には、導入線に行き先を表示したエブを取付けること。

5-2 テレビ共聴設備

(1) 機器取付木台には系統図を備え付けること。系統図上の該当木台を赤表示し、透明カードフォルダ等に納める。

(2) ブースターの調整が終わったら、調整位置に印をすること。

6 消防設備

6-1 非常用押しボタン設備

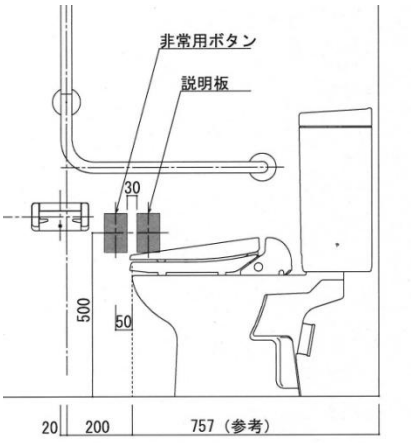

▲便所

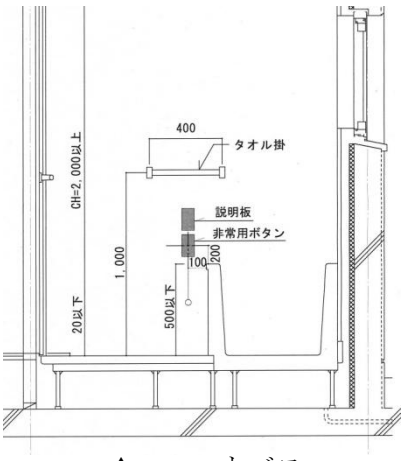

▲ユニットバス

7 雷保護設備

7-1 引下げ導線

(1) 引下げ導線を構造体利用により鉄筋に接続する場合は、１階から最上階まで通しの鉄筋に接続する。

8 検査について

8-1 検査時に準備する測定器や工具類

① 絶縁抵抗計（125～500V）
② 接地抵抗計、テスター、検相器
③ コンセント試験器具（コンテスター、回路試験用ランプなど）
④ テレビ電界強度計、テレビ
⑤ 電話の通話試験が行える器具
⑥ 火災警報器試験器具
⑦ 懐中電灯、脚立（足元を養生したもの）

8-2 検査時に準備する書類等

(1) 別表「提出書類について」を参照
(2) 完成図書（黒表紙）の製本化は後日で構わないが、綴じこむ書類は用意しておくこと

8-3 検査の立会人

(1) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）
(2) 下請業者、盤製造者（監督職員との協議による）

8-4 工事日報について

(1) 表紙に、会社名を記入し社印を押す。
(2) 記入は、工事完成日までとする。(監督職員に確認する)
(3) 現場が工事中でも作業待ちの時は「作業なし」と記入すること。
(4) 日曜、祭日等現場を休む場合は、「休み」と記入する。

8-5 工事写真について

(1) 写真に写しこむ黒板には、工事名称・施工業者名・工事内容を記入する。
(2) 検査時に確認できないものは、写真で施工状況等が確認できるよう配慮して撮影すること。

（例）

- 打込み配管の施工状況
- 埋設管路の施工状況（埋設深さ、埋設表示シート、埋戻し）
- スリーブ取付状況、区画処理状況
- 内装パネル内配線状況
- 材料搬入、材料保管状況
- 安全・衛生活動に関する状況
- 社内検査、行政・消防検査状況
- 工事看板、工事仮設

9 完成図書（黒表紙）作成について

9-1 製本部数・・・・2 部

9-2 製本の方法

A4 版黒表紙（金文字　ビス止め）
以下の書類を綴じこむ

① 設計図（変更図共）または完成図（設計図を修正したもの）
② 施工図
③ 納入仕様書
④ 各種申請書類の写し（消防署他）
⑤ 試験成績表
⑥ 工事担当者名簿、下請業者届、主要材料届

黒表紙の作成要領

提出書類について

（別表）

（注意） 詳細は契約書、現場説明書、入札条件・指示事項書、特記仕様書、図面等によります。

提出書類名	提出時期	部数	備考
●工事着手～完成			
（共通事項等）			
工程表	契約締結日から5日以内	2	
建設業退職金共済制度に関する届	工程表に添付	1	・提出時点で不明な場合は、不要で提出して良い ・建退共以外の退職金共済制度に加入している場合は、証明する資料を添付（下請全てについて） ・共済証紙の支給か実費支払かを明確にしておくこと
CORINS工事カルテ受領書の写し	契約締結日から10日以内	1	請負額500万円以上の場合 変更があった場合も含む
工事用製本図面	契約後なるべく早く		「入札条件及び指示事項書」による
現場代理人・主任技術者・監理技術者選任届	決定後速やかに	2	・元請技術者の資格・雇用証明書類の写しを添付 ・一次下請合計（予定）金額を忘れず記入
下請負人予定表	工事着手前	2	
工事担当者名簿	決定後速やかに	2	
主要材料届	〃	2	
下請業者届	〃	2	
下請負人届	下請工事着手前 （該当しない場合は「なし」で提出）	2	・100万円以上の下請契約について提出 ・注文書・請書・約款等の写しを添付 ※労務費、材料費の区別ができていること
施工体系図	下請負人届に添付	2	
施工体制台帳	下請負人届に添付	2	3000万円以上の工事を下請に付すとき
再下請負通知書		2	同上（二次下請以下全ての下請について、契約書等と共に提出）
施工計画書	工事着手前	1	公共建築工事標準仕様書1.2.2による
火災保険（組立保険）の写し	保険契約締結後	1	加入期間等は「入札条件及び指示事項書」による
住宅瑕疵担保履行法による、保険契約を証明するものまたは供託書の写し	〃	1	
（廃棄物の処理に関するもの）			
説明書（様式第１号）	落札後速やかに	1	建設リサイクル法対象工事が該当
法13条及び省令第4条に基づく書面（様式第2号）	〃	1	〃
再生資源利用計画書（様式第3号）	工事着手時	1	運搬及び処分業者との委託契約書の写しと許可証の写しを添付
再生資源利用促進計画書（様式第4号）	〃	1	
再資源化等報告書(様式第7号)	工事完成時	1	マニフェストE票の写しを添付
再生資源利用実施書（様式第8号）	〃	1	
再生資源利用促進実施書（様式第9号）	〃	1	
クレダス提出用データ	〃	1	
●検査・支払いに関するもの			
（前払い）			
前払金支払請求書	契約締結日から30日以内	2	管理班へ提出
（中間前払い）・・契約時に中間前金払を選択したとき			
履行報告書	毎月	1	工程表を添付
認定請求書	中間前払金請求条件を満たしたとき	1	
前払金支払請求書		2	
（部分払い）			
出来高検査申請書		2	
部分払金請求書		2	
（完成払）			
工事完成通知書		2	
請負代金支払請求書		2	
工事引渡し書	請求書と一緒に	1	
共済証紙使用内訳書	〃	1	支給先からの受領書を添付
保証書返戻申出書兼受領書　or　契約保証金還付請求書	〃	1	
●工事完成に伴う提出物			
工事日誌	完成検査時	1	
工事写真	〃	1	デジカメの場合は写真データとも
国庫補助事業実績報告用写真	〃	1	詳細は特記仕様書による
試験成績表（製造者、現場）	完成図書に綴込み		・日付、実施者、天候、機材等が明記されていること ・測定機器が適正に校正されているか
官公庁申請・提出書類（消防設備等）	一式フラットファイル等にまとめて提出	1	かがみの写しのみ完成図書に綴り込み
完成図書（黒表紙A4版）	完成後速やかに	2	
完成図（二つ折り製本図）	〃	※1	（※1）部数は「特記仕様書」による
取扱説明書	〃	※2	（※2）住戸数 + 3
CADデータ	〃	1	工事着手時にCADデータを提供している場合
CORINS工事完了登録受領書の写し	完成検査後１０日以内	1	請負額が500万円以上の場合
下請工事発注・資材利用状況報告書	完成検査後2週間以内	1	請負額が3000万円以上の場合
●その他、検査時に確認する事項等（状況が分かる写真も撮っておくこと）			
（安全管理に関するもの）			
新規入場者教育に関すること			実施日、所属、氏名、資格等が確認できること
TBM－KY活動に関すること			全ての現場作業日において実施されていること
安全パトロールに関すること			作業安全指示書等は、新規入場者教育の内容と整合していること
機材・工具等の管理に関すること			・使用前点検、日常点検 ・低騒音・低排出ガス対策機械等
（品質管理に関するもの）			
出来形管理図			出来形・品質確保のために取り組んでいる項目について作成する
自主検査表			工程上の管理ポイント、受入検査、社内検査など
（その他）			
工事打合せ簿			各種議事録、打合せ簿など
工事看板（写真）			建設業許可証の表示は、全下請業者について行なう

注） 表中「〇日以内」とある場合、初日は算入せず、末日が休日の場合は翌日とする

2013/3/15